

## 大野市公式ホームページ 新型コロナウイルス感染症 相談窓口ページ

[サイトマップ](#)
[日本語](#) / [English](#) / [한국](#) / [中文](#)

[くらし・手続き](#)
[子育て・教育](#)
[健康・医療・福祉](#)
[観光・イベ](#)

 最終更新日:  
2020年5月1日

 ページ番号:  
948-680-102

 キーワード検索  Google カスタム検索

[大野市トップページ](#) > [健康・医療・福祉](#) > [食品・衛生](#) > [感染症](#) > [新型コロナウイルス関連](#) 相談窓口

## 新型コロナウイルス関連 相談窓口

[支援制度一覧はこちら\(PDF:344KB\)](#)

### 給付金・テイクアウトチケットに関すること

相談内容	問い合わせ先
<a href="#">特別定額給付金の相談</a>	総務課地域振興室 0779-64-4834
<a href="#">子育て世帯への臨時特別給付金の相談</a>	福祉こども課 0779-64-5142
<a href="#">子どもに笑顔を届けるテイクアウトチケット事業の相談</a>	商工観光振興課 0779-64-4816

### 感染症・保健に関すること

相談内容	問い合わせ先
感染症の電話相談 午前8時30分～午後5時15分	健康長寿課 0779-65-7333
感染症を疑う症状のある方 午前9時～午後9時	福井奥越健康福祉センター 0779-66-2076 厚生労働省相談窓口 0120-56-653
<a href="#">妊産婦向けの臨時電話相談</a> 午前9時～午後5時(4/29～5/6)	妊産婦等臨時相談ダイヤル 0120-220-273
<a href="#">県民向けマスク購入あっせんの相談(外部サイト)</a>	福井県マスクプロジェクトセンター 0776-20-0749

### 事業継続と生活支援に関すること

※大野市と福井県行政書士会、大野商工会議所、大野公共職業安定所が連携して相談窓口を設置

相談内容	問い合わせ先
事業継続・生活支援 1.午前9時～午後5時(祝日は電話相談のみ) 2.午後1時～午後3時(平日電話相談のみ)	1.商工観光振興課 0779-64-4816 福祉こども課 0779-64-5142 2.福井県行政書士会相談窓口 0776-27-7165
農林業者の支援	農業林業振興課 0779-64-4818 福井奥越農林総合事務所 0779-65-1282

## 子育て・教育に関すること

相談内容	問い合わせ先
<a href="#">保育所・認定こども園に関する相談</a>	福祉こども課 0779-64-5142
<a href="#">児童センター・放課後児童クラブ</a>	福祉こども課 0779-64-5142 <a href="#">各児童センターはこちら</a>
<a href="#">子育て相談</a> 午前9時～午後5時(平日のみ) 午前10時～午後5時(ショッピングモールVio定休日除く)	大野市地域子育て支援センター 0779-65-7188 子育て交流ひろば ちっく・たっく 0779-66-3775 所属する各保育園に相談も可能
<a href="#">児童虐待の通告・相談</a>	福祉こども課 0779-64-5142 大野警察署 0779-65-0110 児童相談所全国共通ダイヤル 189(いちはやく) 福井県児童相談24時間ダイヤル 0776-24-3654
<a href="#">児童デイサービスセンター(くれよん教室)の相談</a>	大野市児童デイサービスセンター 0779-65-8535
小中学校に関する相談	教育総務課 0779-64-4827 <a href="#">各小中学校はこちら</a>
子どもの「心のケア」相談 ※事前に電話予約、臨床心理士無料対応 午後1時～午後5時(毎週木曜日)	青少年教育センター 0120-117415
<a href="#">スポーツ少年団活動</a>	スポーツ振興室 0779-65-5592
県立高校・特別支援学校に関する相談	福井県高校教育課 0776-20-0549
私立小・中・高校、大学に関する相談	福井県高校教育課 0776-20-0549

## 税等支払猶予・申請延期に関すること

相談内容	問い合わせ先
<a href="#">市税の軽減・支払猶予</a>	税務課 0779-64-4811
<a href="#">身体障害者等の方に対する軽自動車税(種別割)の減免・申請期限延長</a>	税務課 0779-64-4811
<a href="#">介護保険料の支払猶予</a>	健康長寿課 0779-65-7333
<a href="#">要介護認定などの臨時的な取扱い</a>	健康長寿課 0779-65-7333
<a href="#">市営住宅などの支払猶予</a>	建築営繕課 0779-64-4815
<a href="#">上下水道使用料などの支払猶予</a>	上下水道課 0779-65-7670
県税の納税相談	福井県税事務所 0776-21-0011
国民年金保険料の免除・猶予	福井年金事務所 0776-23-4518

## くらしに関すること

相談内容	問い合わせ先
<a href="#">生活や介護などの相談</a>	大野市地域包括センター 0779-65-5046
<a href="#">生活保護の相談</a>	福祉こども課 0779-64-5142
<a href="#">DV相談</a> 午前9時～午後9時	<a href="#">内閣府「DV相談+(プラス)」(外部サイト)</a> 0120-279-889 <a href="#">メール相談(外部サイト)</a> 、 <a href="#">チャット相談(外部サイト)</a> はこちらから DV相談ナビダイヤル(最寄りの相談機関に転送) 0570-0-55210
<a href="#">消費トラブル相談</a>	大野市消費者相談センター 0779-64-4831
<a href="#">在住外国人の相談</a>	ふくい外国人相談センター 0776-88-0062 (福井県国際交流会館)

## 個人・世帯向け

カテゴリー	支援制度の名称	概要
すべての人々へ	特別定額給付金	一律1人10万円を給付
		問合せ先 <a href="#">総務課地域振興室</a>
子育て世帯の方へ	子育て世帯への臨時特別給付金	子ども1人当たり1万円を給付
	子どもに笑顔を届ける テイクアウト チケット事業	子ども（平成14年4月2日～令和2年4月30日までに生まれた方）一人当たり5千円分の市内飲食店等で使えるテイクアウトチケットを配布
住居を失った・失うおそれがある	住居確保給付金	家賃実費支給 上限額：（単身） 3万円 （複数世帯）3万6,000円～4万7,000円 支給期間：3カ月を限度（延長・再延長有）
		問合せ先 <a href="#">福祉子ども課</a>
収入が減って家計の維持が難しい	緊急小口資金	貸付上限額：20万円以内 措置期間：1年以内 償還期間：2年以内
	総合支援資金	貸付上限額： （2人以上）月20万円以内（単身）月15万円以内 措置期間：1年以内 償還期間：10年以内 貸付期間：原則3月以内
支払の猶予	市税の徴収猶予	令和2年2月以降の任意の期間（1カ月）で前年同期に比べて概ね20%以上減少 1年間の市税の徴収猶予 無担保、延滞金なし
	介護保険料の支払猶予	介護保険料の支払いが一時的に困難となった65歳以上（第1号被保険者）の方
支払の猶予	市営住宅などの家賃の支払猶予	収入が著しく減少したなどの理由により、市営住宅などの家賃のお支払いが困難になった方
	上水道・下水道使用料などの支払猶予	事業の継続が難しくなった場合や、自宅待機や就業時間の減少に伴い、給与が大幅に減少したため使用料等の支払いが困難な方
		問合せ先 <a href="#">上下水道課</a> 0779-65-7670

## 事業主向け

カテゴリー	支援制度の名称	概要
自粛などで 業績が悪化 (売上げ半減)	持続化給付金	売上が前年同月比50%以上減の場合 上限額:法人200万円以内 個人事業者等100万円以内  問合せ先 中小企業 金融・給付金相談窓口
従業員に 休んでもらう場合	雇用調整助成金・ 緊急雇用安定助成金(国) 雇用維持緊急助成金(県)	休業中に従業員を解雇せずに、休業手当等を支払っている事業主 助成率:国 9/10(中小企業)、3/4(大企業) 県 1/10(200万円上限) ※福井県では国が対象としていない事業主や役員(常勤)の手当支給も対象  問合せ先 大野公共職業安定所 0779-66-2408 福井県労働政策課雇用対策グループ
従業員に 子どもがいる場合	小学校休業等対応助成金	子どもの世話が必要となった従業員に休暇を取得させた事業主 上限額:1日あたり8,330円  問合せ先 厚生労働省コールセンター
フリーランスで 子どもがいる場合	小学校休業等対応助成金	フリーランスなど個人で仕事をする方が子どもの世話で仕事ができない場合 上限額:1日あたり4,100円  問合せ先 厚生労働省コールセンター
休業要請に協力 いただいた場合	中小企業休業等要請協力金	休業要請に応じた事業者 1事業者あたり50万円(個人事業主の場合は20万円)  問合せ先 福井県緊急事態措置コールセンター
固定資産税等の 軽減・特例延長	整備や建物の 2021年固定資産税・ 都市計画税の減免	2月～10月までの連続した3ヶ月間の収入対前年同期比減少率 30%以上50%未満:1/2免除 50%以上:全額免除  問合せ先 税務課 0779-64-4811
	生産性向上設備の 固定資産税の 特例拡充・延長	特例適用減免対象に、事業用家屋と構築物を追加適用期限(2021年3月末)を2年間延長(2023年3月末) ※門や塀、看板(広告塔)や受変電設備など  問合せ先 商工観光振興課 0779-64-4816 税務課 0779-64-4811



## 事業主向け

カテゴリー	支援制度の名称	概要
資金繰りのための融資	福井県新型コロナウイルス感染症対応資金	<p>大野市で（セーフティネット保証（4・5号）/危機関連保証）を受けた中小・小規模事業者 借入限度額:3,000万円 融資期間:10年以内（措置5年以内含）</p> <p>問合せ先 <a href="#">福井県産業政策課金融グループ</a></p>
	福井県経営安定資金（県） 利子補給（大野市）	<p>・福井県新型コロナウイルス感染症対応資金を限度額まで利用し、さらに資金が必要な中小・小規模事業者 ・売上高等が20%以上減少し大野市の認定を受けた中小・小規模事業者</p> <p>借入限度額:8,000万円 融資期間:10年以内（措置2年以内）</p> <p>■大野市で福井県経営安定資金の利子補給有 セーフティネット保証4号 3年間全額 セーフティネット保証5号 1年間の額の1/2 ■対象期間： 令和2年3月16日～令和2年6月30日 融資実行分</p> <p>問合せ先 <a href="#">福井県産業政策課金融グループ</a> <a href="#">商工観光振興課</a></p>
	その他公庫等融資	<p>新型コロナウイルス感染症特別貸付:最近1か月の売上が前年又は前々年同期と比較して5%以上減少した事業者</p> <p>問合せ先 <a href="#">日本生活金融公庫</a></p> <p>危機対応融資:最近1か月の売上が前年又は前々年同期と比較して5%以上減少した事業者</p> <p>問合せ先 <a href="#">商工組合中央金庫</a></p> <p>特別利子補給制度:「新型コロナウイルス感染症特別貸付」もしくは「危機対応融資」を受けた中小企業者のうち、特に影響の大きい次の事業者への利子補給</p> <p>問合せ先 <a href="#">中小企業金融相談窓口</a></p>
	農林漁業セーフティネット資金	<p>資金繰りに著しい支障を来している、または、支障を来すおそれのある農林漁業者等 融資限度額:1,200万円 実質無利子・無担保</p> <p>問合せ先 <a href="#">日本政策金融公庫福井支店</a></p>

※その他の支援策については、福井県の支援制度パンフレットをご確認ください。